

認定電気工事従事者認定証の交付申請における実務経験証明書への記載について

那覇産業保安監督事務所保安監督課

「職務の内容」欄について、従事された工事の具体的な内容（工事名、対象の工事、従事期間）を記載要領（2ページ参照）に従って記載して下さい。なお、工事への正味の従事期間が通算で3年以上となるように記載して下さい。

また、内容の事実確認を行うため、記載内容の根拠となる資料（工事の工程表や作業日誌等）を提示して下さい。内容確認後、返却します。

実務経験証明書が1枚に収まらない場合は、2枚以上になっても構いません。その場合は、4ページを参考に一つに綴じて下さい。

実務経験の規定に関して

電気工事士法施行規則第4条の2第2項第二号で規定されている3年以上の実務経験とは、第二種電気工事士免状（電気工事士免状を含む。以下同じ。）を取得後、電気工事士法で規定する電気工事に、正味に従事した期間（建物全体の建設工事期間ではありません。）の通算が3年以上であることを指しています。これは、第二種電気工事士免状を取得後、3年以上が経過したということではありません。

実務経験の対象となる電気工作物

実務経験の対象となるのは、次の①又は②の建物に関する電気工作物です。

- ①一般用電気工作物（低圧（主に100、200V）受電）を有する建物
- ②自家用電気工作物（高圧以上（主に6.6、22、66kV）受電）を有し、かつ最大電力が500kW以上*の建物

※最大電力について

電気工事士法においては、**最大電力 500kW 未満**の電気工作物を自家用電気工作物として扱っています（電気工事士法第2条第2項）。最大電力 500kW 未満の自家用電気工作物の電気工事を行うには、第一種電気工事士の資格が必要となります。

よって、**認定申請において、最大電力 500kW 未満の建物での電気工事は、実務経験として認められません。もし、実務経験として記載されていれば電気工事士法第3条に違反していることになります。**

自家用電気工作物の電気工事を実務経験とする場合は、**最大電力の確認を行い、実務経験証明書に最大電力を記載して下さい。**

なお、この規定は平成2年9月以降に行われた工事が対象です。

記載要領 (職務の内容の欄)

(平成 25 年 3 月 1 日 第二種電気工事士免状取得)
 左記の期間中に、一般用電気工作物の新築及び改修工事〇〇件に作業員として従事し、主に屋内配線工事、配線器具の取り付け等を行った他、**最大電力 500kW 以上の自家用電気工作物の新設又は改修工事**にも作業員として〇〇件に従事し、主に受電設備の設置、低圧配線工事を行った。

自家用電気工作物を有する建物は最大電力が 500kW 以上であることを確認！

【一般用電気工作物】	
・〇〇邸 新築工事 (屋内配線)	H25.4.1~H25.7.13 (内 20 日従事)
・△△マンション低圧配線工事	H25.8.1~H25.12.20 (内 80 日従事)
・	
・	
そのほか	〇〇件
【自家用電気工作物】	
・◆◆(株)××ビル低圧配線工事 (最大電力 600kW)	H26.3.3~H26.12.15 (内 40 日従事)
・	
・	
そのほか	〇〇件

工事期間とは別に実際の従事日数を記入して下さい。

自家用電気工作物の場合は最大電力を記載して下さい。

- 工事名は「～(株) (の) …ビル」のように、所有者と建物名を記入して下さい。
- 一般用電気工作物又は自家用電気工作物の電気工事に、実際に従事した正味の日数を従事日数として積算し、「(内〇〇日)」と記載して下さい。
- 実務経験として記載する工事の従事日数が3年以上になるまで記載して下さい。3年を超える分の案件は、「そのほか〇〇件」のようにまとめて構いません。

実務経験証明書における証明人について

個人経営されている方については、申請者本人は実務経験証明書の証明人になれません。

この場合においては、

- ・所属している各都道府県電気工事業工業組合の代表者、又はその他これに類する法人格を有する団体の代表者
- ・2以上の電気工事業者等

のいずれかを証明人として、証明を頂いて下さい。

証明人が複数となる場合、実務経験証明書が2枚以上になっても構いません。

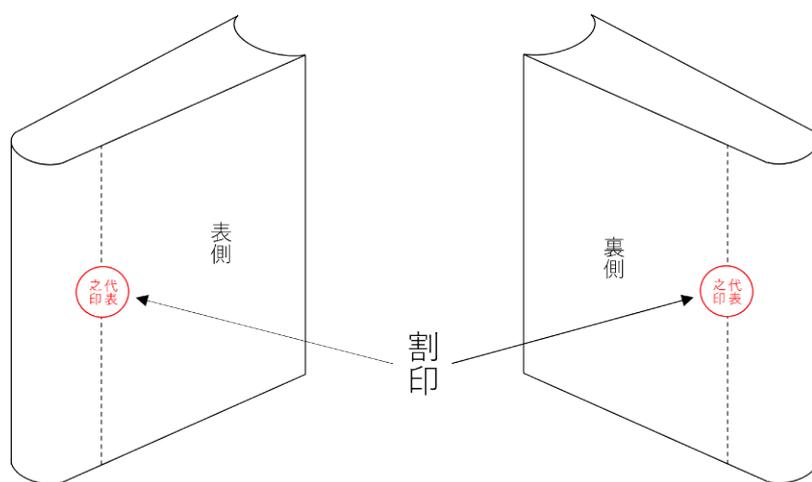
実務経歴証明書の割印について

1の証明人が証明する実務経歴証明書が2枚以上となる場合は、以下の①又は②の方法により代表者印で割印して下さい。

証明人が異なる実務経歴証明書の場合は必要ありません。

① 袋とじをする場合

割印は、袋とじ部の表側と裏側の両方に必要です。



② ホッチキス等で簡易に綴じる場合

割印は、すべての見開きに必要です。

